

父が仕事のために県南地域（西白河郡西郷村）の自宅に残り、母と子供4名が平成23年3月に関西地方に避難したため、二重生活となった申立人らについて、自宅付近の線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上あることなどを考慮し、申立ての前月である平成25年10月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

### 1 損害項目

#### (1) 平成23年分

- ①避難費用（避難交通費）
- ②避難費用（面会交通費）
- ③避難費用（宿泊謝礼）
- ④生活費増加費用（自家消費野菜相当額）
- ⑤生活費増加費用（教育費）
- ⑥精神的損害

#### (2) 平成24年分

- ①避難費用（面会交通費）
- ②避難費用（宿泊謝礼）
- ③避難費用（家賃）
- ④避難費用（礼金）
- ⑤生活費増加費用（家財道具購入費）
- ⑥生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- ⑦生活費増加費用（自家消費野菜相当額）
- ⑧避難雑費

#### (3) 平成25年分

- ①避難費用（面会交通費）
- ②避難費用（家賃）
- ③生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- ④生活費増加費用（自家消費野菜相当額）
- ⑤避難雑費

### 2 期間

ア 上記損害項目（1）①～⑥

平成23年3月11日から平成23年12月末日まで

イ 上記損害項目（2）①～⑧

平成24年1月1日から平成24年12月末日まで

ウ 上記損害項目（３）①～⑤

平成２５年１月１日から平成２５年１０月末日まで

第２ 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第１項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、６，１４８，７８０円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

（１）平成２３年分

①避難費用（避難交通費）	１０６，１５０円
②避難費用（面会交通費）	２８４，５６０円
③避難費用（宿泊謝礼）	４５０，０００円
④生活費増加費用（自家消費野菜相当額）	９５，０００円
⑤生活費増加費用（教育費）	４０，０００円
⑥精神的損害	８８０，０００円

（２）平成２４年分

①避難費用（面会交通費）	２０９，０３０円
②避難費用（宿泊謝礼）	３５０，０００円
③避難費用（家賃）	２６０，０００円
④避難費用（礼金）	１００，０００円
⑤生活費増加費用（家財道具購入費）	３００，０００円
⑥生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）	１５０，０００円
⑦生活費増加費用（自家消費野菜相当額）	１１４，０００円
⑧避難雑費	９６０，０００円

（３）平成２５年分

①避難費用（面会交通費）	１３５，０４０円
②避難費用（家賃）	５２０，０００円
③生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）	３００，０００円
④生活費増加費用（自家消費野菜相当額）	９５，０００円
⑤避難雑費	８００，０００円

第３ 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害及び移動費用として、８００，０００円を支払済みであることを確認する。

第４ 支払方法

（省略）

第５ 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第６ 清算

申立人らと被申立人は、第１項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年9月26日

（仲介委員 藤田吉信）